

○新潟県中東福祉事務組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

昭和40年3月27日組合条例第11号

改正

昭和61年8月30日組合条例第2号

平成18年1月1日組合条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条第2項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関し規定することを目的とする。

(準用規定)

第2条 五泉市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(平成18年五泉市条例第29号)第2条から第5条までの規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年8月30日組合条例第2号)

この条例は、昭和61年9月1日から施行する。

附 則(平成18年1月1日組合条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。